

第1希望施設名			
児 童 氏 名		児童生年月日	年 月 日

誓 約 書

(あて先) 東大阪市長

□育児休業を取得中の方

保育施設入所後1ヶ月以内に復職することを条件とし、現在就労中の方と同等の選考指数になります。
また、兄弟姉妹で入所を希望し、兄弟姉妹のいずれかしか入所できない場合でも、1ヶ月以内の復職が必要となります。

保育施設入所の際には育児休業を終了し、入所後1ヶ月以内(4月1日入所なら5月1日まで)に
復職します。
期日になっても復職しなかった場合、入所を取り消されても異存ありません。

令和 年 月 日

氏名
※育児休業を取得している方が署名してください。

□就労中で出産を予定されている方

現在就労中で、出産後育児休業を取得される場合、妊娠・出産の入所要件で入所選考となります。
ただし、出産後速やかに復職をされる場合に限り、就労要件で入所選考を行います。

保育施設入所の際には、産後3ヶ月以内に復職します。
期日になっても復職しなかった場合、入所を取り消されても異存ありません。

令和 年 月 日

氏名

□就労先が内定している方

就労先が内定している方は、入所後1ヶ月以内の就労開始が必要となります。
また、兄弟姉妹で入所を希望し、兄弟姉妹のいずれかしか入所できない場合でも、1ヶ月以内の就労開始が必要です。

保育施設入所の際には、入所後1ヶ月以内(4月1日入所なら5月1日まで)に就労開始します。
期日になっても就労開始しなかった場合、入所を取り消されても異存ありません。

令和 年 月 日

氏名

□転園希望の方(東大阪市内の認可保育施設間での転園の場合)

転園が決定した場合、現在利用中の保育施設は退園となります。
入所決定後に入所決定辞退をしても、現在利用中の保育施設を引き続き利用することはできません。
また、育児休業取得中に転園決定した場合は、育児休業を終了し入所日から1ヶ月以内の復職が必要となります。

転園が決定した際には、転園前の保育施設を退園します。

令和 年 月 日

氏名

□転入予定の方

入所日前日までに東大阪市民であることが入所に必要な条件となります。
入所日前日までに東大阪市へ住民票が異動していない場合、入所決定は取り消しとなります。
賃貸契約書もしくは売買契約書の写しは、10月31日までに提出が必要です。

入所日前日までに東大阪市内に住民票が異動していない場合、入所を取り消されても異存ありません。

令和 年 月 日

氏名